

令和7年度(2025)
村上市資金管理計画

2025年6月
村上市会計課

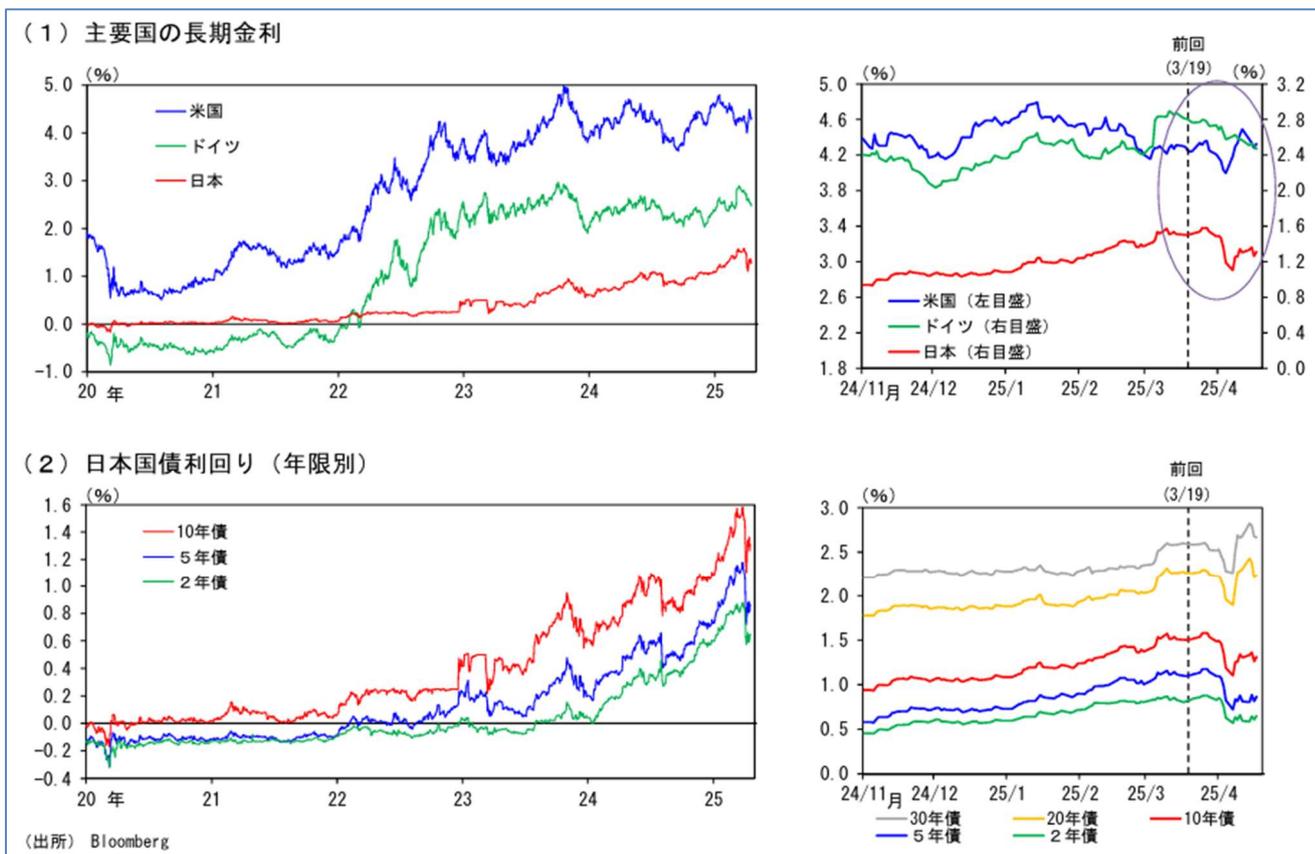
○ 資金管理を取り巻く状況

日本の経済について、内閣府が発行する「月例経済報告」では、2025年度の実質GDP成長率が+1.2%と予測されており、賃金上昇が物価上昇を上回る中、個人消費の増加や企業の設備投資の堅調な動きが期待されています。一方で、海外経済の不確実性や為替動向、金融資本市場の変動等の影響には十分な注意が必要とされています。

また、日本銀行は2025年7月の金融政策決定会合で、政策金利を0.25%程度に引き上げる方針を決定しました。これにより、短期金利は0.25%程度で推移し、長期金利は新発10年国債の利回りが上昇傾向にあります。

○ 利率・利回りの推移

- 短期金利(無担保コールレート):0.25%程度
- ユーロ円金利(3か月物):0.1%台
- 長期金利(新発10年国債利回り):0.8%台



出典: 2025.4内閣府月例報告(日本銀行資料)

○ 計画策定における考え方

金利の状況は、金融政策の変更により短期金利が0.25%程度に引き上げられ、長期金利も上昇傾向にあります。これに伴い、運用金利が上昇し、資金運用の効率性が高まることが期待されます。

資金の運用については、「村上市公金の保管及び運用基準」「村上市債券運用指針」に基づき、運用する金融商品について適切な分散運用を基本としたポートフォリオで金融環境の変化に応じて柔軟に運用していきます。また、金利変動の影響を緩和し、不測の資金需要に備えられるよう定期的に一定額を購入するラダー型運用と可能な限り長期間運用することにより比較的高い利回りが期待できる一括運用を組み合わせることで安定的かつ効率的な資金配分を実施しま

す。

○ リスクへの対応

中長期運用の資金運用においては、運用先の財務状況の悪化、市場環境の変化等により保有有価証券の経済的価値が減少ないし消失する結果、損失を被るなどのリスクがあります。

公金の運用に際しては、これらのリスクに対する適切な対応が求められます。リスクへの適切な対応については、資金の安全性と流動性を確保した上で効率性を追求する視点に立って行ってまいります。

1. 安全性の優先

資金の管理において「村上市公金の保管及び運用基準」や「村上市債券運用指針」に基づき、資金の安全性を第一に考えています。これにより、リスクを最小限に抑えつつ、安定した運用を目指しています。

2. 信頼性の高い発行体の選定

債券運用においては、信頼性の高い発行体の債券を選定することが重要です。地方債や一般担保付社債など、リスクの低い債券を中心に運用を行っています。これにより、元本の毀損を防ぎつつ、安定した利回りを確保することを目指しています。

3. 満期保有戦略

債券を満期まで保有することを基本方針としています。この戦略により、金利変動による評価損が発生しても、元本が毀損されることはないとしています。満期まで保有することで、長期的な視点での安定した収益を確保することができます。

4. リスク分散

運用方法の見直しを行い、一定額の再投資を通じて金利変動リスクを分散させる取り組みも行っています。これにより、特定の債券に依存することなく、リスクを軽減することが可能です。

5. 定期的な運用状況の見直し

運用状況については定期的に見直しを行い、必要に応じて運用方針や戦略を改善することで、リスク管理を強化しています。これにより、変化する市場環境に柔軟に対応することができま

す。これらの方法を通じて、村上市は債券運用におけるリスク管理を徹底し、安定した財政基盤の確保を目指しています。

(参考)

【地方自治法】（基金）第241条

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

【地方財政法】第4条の3

積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国際証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

○ 運用状況

令和5年度までは、資金の不足する年度初めに基金を一旦当座預金に繰替運用(*)を行い、年度内の余裕資金については、金利の動向を考慮し繰替運用期間以外は定期預金で運用してきましたが、令和6年度からは、債券による運用も開始しました。(R6年度は25億の債券を購入)

* 繰替運用…歳計現金の不足に対応するため、基金に属する現金に余裕がある場合において、その基金の取り崩しではなく、条例の定めるところによる一定条件のもと、市長の判断により一時的に歳計現金に繰り替えて運用することです。繰替運用を行った資金については、繰替運用を行った期間に応じて普通預金利息を付してその基金に返還をしなければならないとされています。

資金（歳計現金等・基金）の運用状況

(単位：円)

1 歳計現金等

運用区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（見込）
普通預金	54	0	0	0	0
定期預金	199,122	96,575	146,876	250,684	1,200,000
合計	199,176	96,575	146,876	250,684	1,200,000

※ 歳計現金等…一般会計及び特別会計に属する歳計現金並びに歳入歳出外現金を合算したものです。

2 基金

運用区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（見込）
普通預金	208	219	654	635	635
定期預金	1,472,264	1,459,207	1,675,003	3,124,291	18,687,735
繰替利子	15,791	26,502	18,516	27,766	27,766
債券	0	0	0	5,447,596	13,420,000
合計	1,488,263	1,485,928	1,694,173	8,600,288	32,136,136

債券運用開始（R6～）

R7は見込額

年度末基金残高	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（見込）
年度末基金残高	8,231,565,088	8,193,631,016	8,047,176,109	8,083,106,191	6,548,541,109
利回り	0.018%	0.018%	0.021%	0.106%	0.491%

- ① 各年度の運用区分（預金、債券）ごとの利子収入額を示しています。
 ② 運用利回りは、各年度の運用区分ごと利子収入額を、それぞれの運用額（年度末）で除したものです。



○ 資金の運用

- 基金は、各基金条例に基づき、運用を区分する。（一括運用、個別運用）
- 資金の流動性と安全性を重視した定期預金などの「短期的な運用」と比較的高い利回りを確保できる債券を活用した「長期的な運用」を組み合わせた資金配分を目指す。
- 村上市財政収支見通し（令和7年度～令和11年度）なども視野に入れ、運用していく。

運用にあたっては、各基金の設置目的並びに積立及び取崩の計画等を考慮しながら、効率性、流動性の確保の観点から、基金の一括運用を継続していきます。

令和7年度の運用方法は、令和6年度と同様に、歳計現金等と基金を合わせた一括繰替運用を維持しますが、金利上昇の傾向を踏まえ、定期預金だけでなく債券運用も引き続き行います。

運用方法としては、基金の性質に応じて運用方法を区分し、資金の流動性と安全性を重視した「短期的な運用」と、比較的高い利回りを確保できる「中・長期的な運用」を組み合わせた資金配分を目指します。

長期的な運用については、金融政策により金利が上昇しているため、金利動向に注意を払い、債券の安全性、収益性、効率性のバランスを考慮し、適正な債券運用に努めます。

短期的な運用については、定期預金運用を基本とし、資金の流動性を確保しつつ、相対的に高い利子収入を得られる年度内満期の定期性預金などの運用に努めます。

資金配分については、村上市財政収支見通し（令和7年度～令和11年度）に基づく基金残高の見通しを考慮し、必要な対応を図ります。

当面の資金配分については、常時確保する支払準備金を50億円（常時40億円+除雪経費10億円）とし、基金については、**債券運用（30%）・定期預金運用（70%）**を一つの目安とします。

債券運用額は毎年段階的に増額し、基金残高の30%を目途に、短期から中長期までの債券を分散した複数運用によるラダー型ポートフォリオを構築し、市場リスクに対応した安定的な運用収益の確保に努めます。

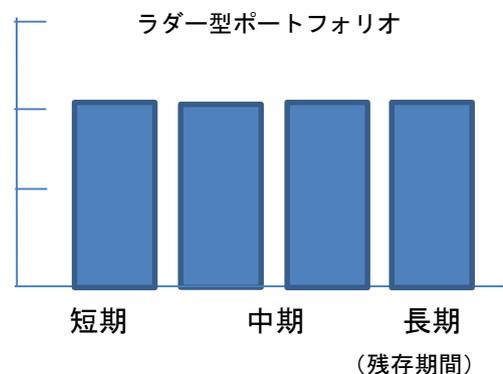
また、債券運用限度額を除く余裕資金については、引き続き繰替運用や取崩等の資金需要を考慮し、定期預金で運用を行います。

*ラダー型ポートフォリオ

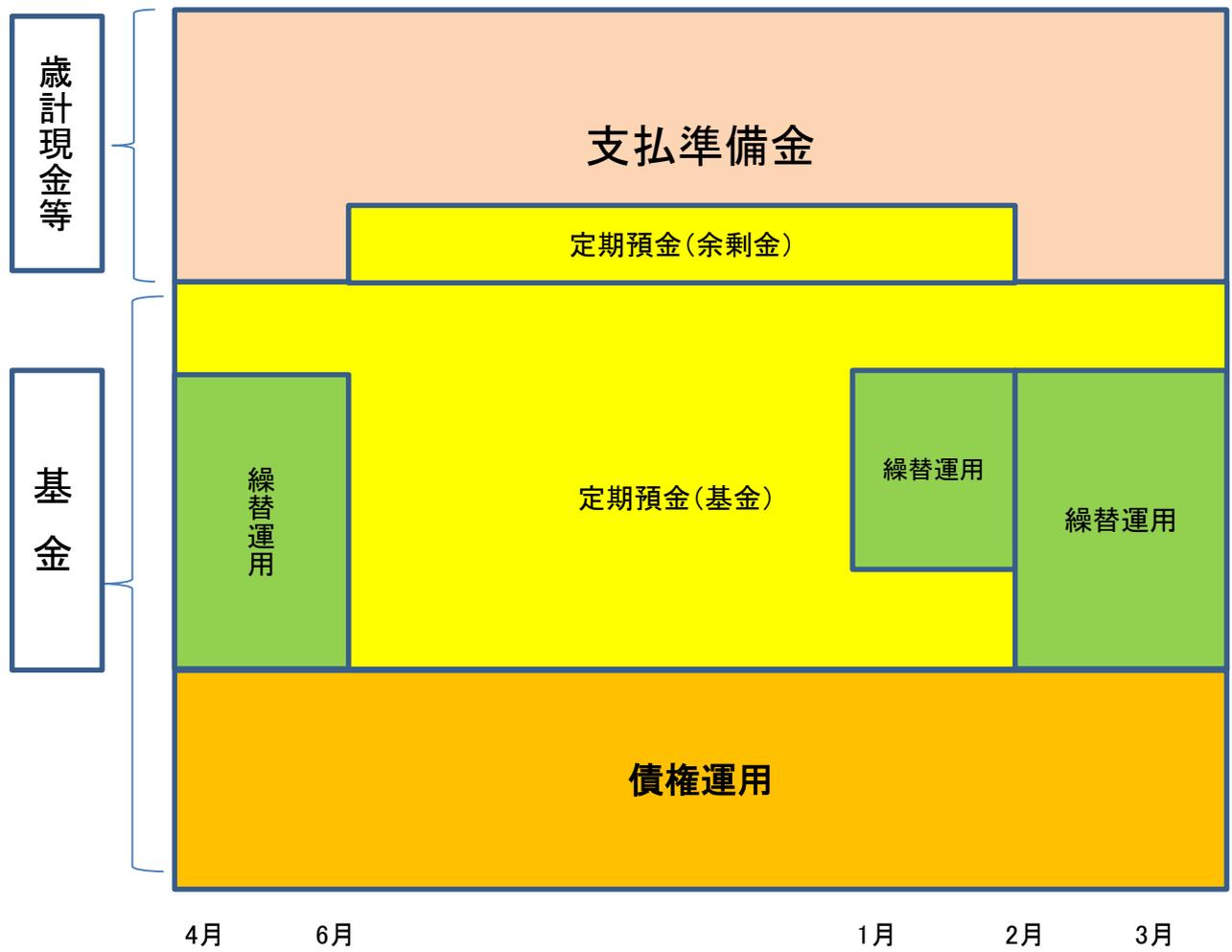
債券のポートフォリオ運用形式の代表例の一つ。償還期限の異なる債券を、各期間にほぼ同額ずつ組込む方式であり、そのポートフォリオの形がはしご（ラダー）型になっている。各期日に元利金の受取額が平準化されるとともに、長短金利の変動リスクを減少させる効果がある。

(保有残高)

ラダー型ポートフォリオ



○ 資金運用イメージ



参考

村上市公金の保管及び運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、村上市の公金の管理及び運用において、自治体の自己責任による適正な管理を行うため必要な事項を定める。

(担当者の基本的遵守事項)

第2条 公金の保管及び運用にあたる会計管理者以下の担当者（以下「会計管理者等」という。）は、その在任期間中において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市の公金は、市民の財産であることを踏まえ、預金額に損失が生じることのないよう元本の確保を最優先とするとともに、可能な限り有利な運用を行うよう努める。
- (2) 日常的な管理業務にあたっては、金融機関の自己開示情報の整理や新聞、情報誌等による金融機関情報の把握に努める。

(資金の種類)

第3条 この基準でいう「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

(歳計現金の管理及び運用)

第4条 歳計現金の資金は、原則として指定金融機関の当座預金に保管する。

- 2 収納代理金融機関で納付された収納金の指定金融機関への預け替え期間の短縮（滞留期間の短縮）を図り、その一元管理に努める。
- 3 歳計現金の収支は、各課等からの収支予定により把握する。
- 4 歳計現金に余裕が見込まれる場合は、所要額を支払い準備金として指定金融機関の当座預金に保管し、余裕資金は有利な運用を行う。
- 5 前項の運用に係る運用先、金額、期間は、その都度決定する。
- 6 第6条第6項の各事項は、歳計現金の運用に関し準用する。

(歳入歳出外現金の管理及び運用)

第5条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

(基金の管理及び運用)

第6条 基金に属する現金は、地方自治法第170条第2項第1号の規定に基づき、会計管理者は基金に属する現金の出納及び保管を行い、基金設置の趣旨及び基金そのものの運用に支障のない範囲で効率的な運用を図るものとする。

- 2 基金に属する現金は、各基金の残高にかかわらず、基金（定額運用基金を除く）全体の残高を総額として運用（以下「一括運用」という。）する。
- 3 基金に属する現金は、指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の市内本店または支店の預金による運用や債券による運用を行うものとする。各種基金の資金は、原則として指定金融機関の当座預金に保管する。
- 4 一括運用による運用収益は、財政調整基金が代表して受け入れるものとし、収益の配分は、年1度、12月末時点の基金残高の割合で按分し、年度末までに、財政調整基金から各基金に振り替える。また、配分方法を変更するときは、第8条に規定する公金管理委員会の承認を得るものとする。
- 5 債券運用を行うときは、村上市債券運用指針によるものとする。
- 6 預金の運用を行うに際して、下記の事項に抵触した金融機関には預金しない。また、運用期間中に下記の事項に抵触した場合は、直ちに預金を解約し、元金の保全を図るものとする。
 - (1) 自己資本比率について、6%（農協系金融機関は8%）を下回っている場合
 - (2) 村上市公金取扱業務の中で事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされない場合
 - (3) 他の金融機関に比較し、ディスクロージャーの内容が著しく劣り、或いは改善が見られない場合
 - (4) 会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明が得られない場合

(一時借入金の保管)

第7条 一時借入金は、歳計現金として保管する。

(公金管理委員会の設置)

第8条 公金の総合的な管理について、情報交換及び必要な検討を行うため、副市長を委員長とし、次の構成員による「公金管理委員会」を設置する。委員会は必要に応じ開催するものとし、事務は会計課が担当する。

〔構成員〕委員長 副市長

委員 会計管理者、総務課長、財政課長、会計課長
介護高齢課長、保健医療課長

附 則

この基準は、平成20年 9月1日から施行する。

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

この基準は、平成23年 4月1日から施行する。

この基準は、平成30年 4月1日から適用する。

この基準は、平成31年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 2年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 3年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 6年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 7年 4月1日から施行する。

村上市債券運用指針

(目的)

第1条 この指針は、村上市公金の保管及び運用基準に基づき、債券の取得及び処分(以下「債券運用」という。)を安全かつ効率的に行い、債券の保全及び収益の確保を図るための方針及び手続等を定める。

(運用債券)

第2条 運用する債券は、元本の償還及び利息の支払いが確実な国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債、財投機関債及び社債とする。

(債券運用の基準)

第3条 債券運用は20年を上限とし、償還期限が到来するまでの債券の保有を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、運用中の債券の売却を行うことができるものとする。

- (1) 債券の発行体の信用力悪化に伴う損失を回避する場合
- (2) 資金需要や目的に従って基金を取り崩す場合
- (3) 債券の入替えにより収益の確保が確実に見込まれる場合

2 市が購入する債券は、最終利回りが高いものを優先し、額面価格を超過する債券であっても購入できるものとする。この場合において、基金の元本を確保するため、額面を超過する部分について、当該超過額に達するまで受取利息を順次元本に組み入れるものとする。

(運用及び管理体制)

第4条 債券の運用及び管理は、本運用指針に基づき会計管理者が行う。

- 2 会計管理者は、金利情勢等に応じた的確な判断のもと、安全かつ効率的な資金管理を行う。また、必要に応じて公金管理委員会の意見を聴くものとする。
- 3 会計管理者は、公金管理委員会に対し、定期的に運用状況、実績等の報告を行うものとする。

(記録)

第5条 会計管理者は、債券運用において、債券ごとに次に掲げる事項のうち確定した事項を遅滞なく記録し、保管する。

- (1) 債券の名称
- (2) 購入期日
- (3) 購入価格
- (4) 購入理由
- (5) 運用期間
- (6) 満期日又は売却日
- (7) 償還価格又は売却価格
- (8) 受取利息の合計額
- (9) 債券の売却損益
- (10) 運用期間中の利回り
- (11) 途中売却の場合、その理由
- (12) 購入先

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。